

講義録レポート

講義録コード 06-12-9-101-18

講 座	社会保険労務士	テーマ	『基本と過去問で理解を 深める勉強法』 ～これからの実践的な 勉強に向けて～
目標年	2012年合格目標		
コース	直前対策プレセミナー	回 数	1 回
用 途	【●】個別VTR 【 】テープレクチャー 【 】集合ビデオ		
	【 】Web通信 【 】DL通信 【 】DVD通信 【 】カセット通信 【 】資料通信		

講師名	岡根 一雄 先生	講義録 枚数	2 枚	※レポート 含まず
		配布 レジュメ	19 枚	

配布教材	・レジュメ(19枚)
備考	

社 労 士 講義録

科目 基本と過去問で
理解を深める
勉強法

コース

直前対策
プレセミナー

回数

1

配布物

★ミニテスト：あり [] なし

★実力テスト：あり [] なし

◇配布物なし

★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説

★その他のレジュメ []

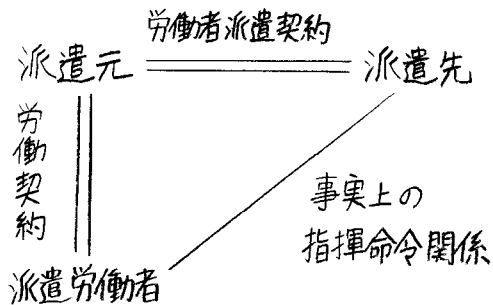
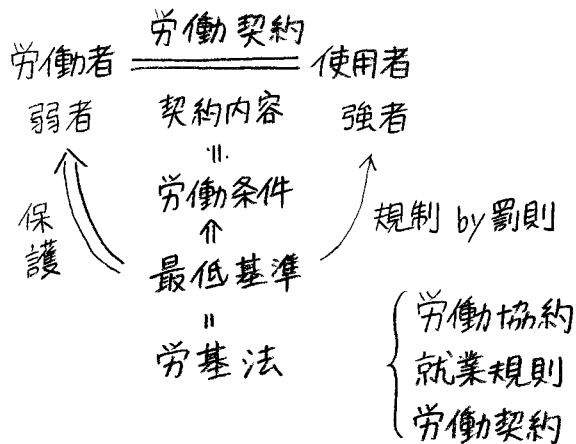
講師

岡根

先生

テキスト
ページ

黒 板 内 容



業務遂行性 「業務」といえるか

+

業務起因性 業務「上」の災害といえるか

社 労 士 講義録

科目 基本と過去問で
理解を深める
勉強法

コース

直前対策
プレセミナー

回数

1

配布物

★ミニテスト：あり []

なし

★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説

講師

★実力テスト：あり []

なし

★その他のレジュメ []

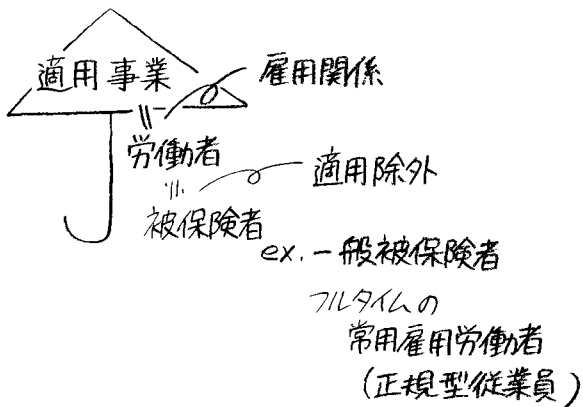
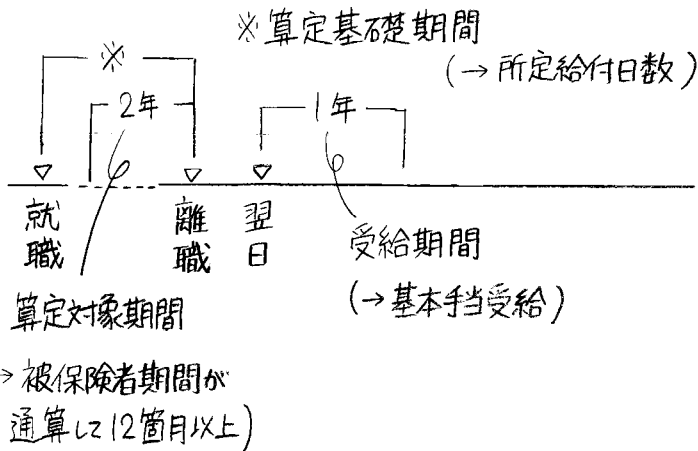
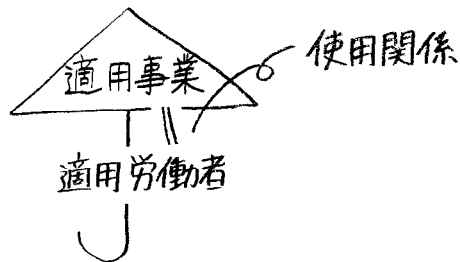
◇配布物なし

岡根

先生

テキスト
ページ

黒 板 内 容

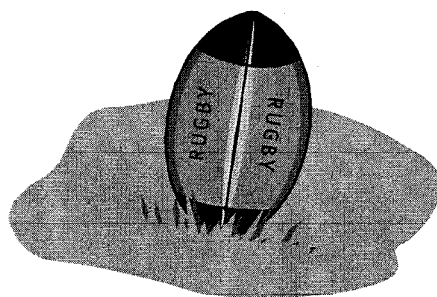


2012 年合格目標

直 前 対 策

フシセミナー

配布資料



- ◇ 3/20 (火) 渋谷校
- ◇ 3/25 (日) 梅田校
- ◇ 4/1 (日) 水道橋校
- ◇ 4/22 (日) 名古屋校

TAC社会保険労務士講座

062-0979-1003-12

労働基準法及び労働安全衛生法

〔選択式〕〔1〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

労働基準法及び労働安全衛生法（以下「労働基準法等」という。）は、労働者と A 関係にある事業に適用されるので、派遣労働者に関しては、派遣労働者と A 関係にある B が責任を負い、これと A 関係にない C は責任を負わないことになる。しかし、派遣労働者に関しては、これと A 関係にない C が業務遂行上の指揮命令を行うという特殊な労働関係にあるので、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律による労働者派遣事業の制度化に合わせて、派遣労働者の法定労働条件を確保する観点から、同法において、労働基準法等の適用について必要な特例措置が設けられた。

労働安全衛生法と労働基準法との関係については、労働安全衛生法制定時の労働事務次官通達で明らかにされており、それによると、労働安全衛生法は形式的には労働基準法から分離独立したものとなっているが、安全衛生に関する事項は労働者の D の重要な一端を占めるものであり、労働安全衛生法第1条、労働基準法第42条等の規定により、労働安全衛生法と D についての一般法である労働基準法とは E 関係に立つものである、とされている。

選択肢

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| ① 依存的な | ② 一体としての | ③ 委託契約 |
| ④ 請負契約 | ⑤ 請負事業主 | ⑥ 下請事業主 |
| ⑦ 就業環境 | ⑧ 主従の | ⑨ 出向先事業主 |
| ⑩ 出向元事業主 | ⑪ 派遣先事業主 | ⑫ 派遣元事業主 |
| ⑬ 補完的な | ⑭ 元請事業主 | ⑮ 元方事業者 |
| ⑯ 労働契約 | ⑰ 労働者派遣契約 | ⑱ 労働条件 |
| ⑲ 労働災害防止 | ⑳ 労働福祉 | |

[H15]

〔選択式〕〔2〕 次の文中の の部分を選択肢の中の適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 労働基準法第4章に定める労働時間、休憩及び休日に関する規定は、農業又は畜産、養蚕、水産の事業に従事する労働者については適用されないが、これらの事業においても、 A 及び年次有給休暇に関する規定は適用される。
- 2 「〔年次有給〕休暇の時季指定の効果は、使用者の適法な時季変更権の行使を B として発生するのであって、年次休暇の成立要件として、労働者による『休暇の請求』や、これに対する使用者の『承認』の懸念を容れる余地はないものといわなければならない。」とするのが、最高裁判所の判例である。
- 3 「使用者の責めに帰すべき事由によって解雇された労働者が解雇期間中に他の職に就いて利益を得たときは、使用者は、右労働者に解雇期間中の賃金を支払うに当たり右利益〔…(略)…〕の額を賃金額から控除することができるが、右賃金額のうち労働基準法12条1項所定の C に達するまでの部分については利益控除の対象とすることが禁止されているものと解するのが相当である」とするのが最高裁判所の判例である。
- 4 事業者が労働安全衛生規則第43条の規定によるいわゆる雇入時の健康診断を行わなければならない労働者は、 D 労働者であって、法定の除外事由がない者である。
- 5 労働安全衛生法第65条の4においては、「事業者は、 E その他の健康障害を生ずるおそれのある業務で、厚生労働省令で定めるものに従事させる労働者については、厚生労働省令で定める作業時間についての基準に違反して、当該業務に従事させてはならない。」と規定されている。

選択肢

- | | |
|--|-----------------|
| ① エックス線装置又はガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の業務 | |
| ② 解除条件 | ③ 事業場外のみなし労働時間制 |
| ④ 事後的調整事由 | ⑤ 事前の調整事由 |
| ⑥ 常時使用する | ⑦ 深夜業 |
| ⑧ 深夜業に従事する | ⑨ 潜水業務 |
| ⑩ 長時間にわたる労働に従事する | ⑪ 賃金の総額の4割 |
| ⑫ 賃金の総額の6割 | ⑬ 停止条件 |
| ⑭ 廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務 | |
| ⑮ フレックスタイム制 | ⑯ 粉じん作業に係る業務 |
| ⑰ 平均賃金の4割 | ⑱ 平均賃金の6割 |
| ⑲ 雇い入れるすべての | ⑳ 労働時間の通算 |

[H23]

〔択一式〕

〔問 1〕 労働基準法に定める賃金等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 労働基準法上、賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいうとされているが、使用者が労働者に支払うものであっても、実費弁償として支払われる旅費は、賃金ではない。
- B 労働者が法令の定めにより負担すべき社会保険料を使用者が労働者に代わって負担する場合は、労働者の福利厚生のために使用者が負担するものであるから、この使用者が労働者に代わって負担する部分は、労働基準法第11条の賃金には該当しない。
- C 解雇予告手当（労働基準法第20条の規定に基づき、解雇の予告に代えて支払われる平均賃金をいう。以下同じ。）は、同法第11条の賃金ではない。
- D 労働基準法第26条の規定に基づき、使用者が、その責めに帰すべき事由による休業の場合に支払わなければならない休業手当は、同法第11条の賃金と解される。したがって、同法第24条2項が適用され、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。
- E 労働協約、就業規則、労働契約等によって予め支給条件が明確である場合の退職手当は、労働基準法第11条の賃金であり、同法第24条2項の「臨時の賃金等」に当たる。

〔H19-2〕

〔問 2〕 労働安全衛生法の安全衛生管理体制に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 常時500人の労働者を使用する製造業の事業場においては総括安全衛生管理者を選任しなければならないが、総括安全衛生管理者は少なくとも毎年1回作業場等を巡視しなければならない。
- B 常時80人の労働者を使用する建設業の事業場においては安全管理者を選任しなければならないが、安全管理者は少なくとも毎週1回作業場等を巡視しなければならない。
- C 常時60人の労働者を使用する自動車整備業の事業場においては産業医を選任しなければならないが、産業医は少なくとも毎年1回作業場等を巡視しなければならない。
- D 常時30人の労働者を使用する旅館業の事業場においては安全衛生推進者を選任しなければならないが、安全衛生推進者は少なくとも毎月1回作業場等を巡視しなければならない。
- E 常時70人の労働者を使用する運送業の事業場においては衛生管理者を選任しなければならないが、衛生管理者は少なくとも毎週1回作業場等を巡視しなければならない。

[H23-8]

労働者災害補償保険法

〔選択式〕〔1〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 業務災害とは労働者の業務上の、通勤災害とは労働者の通勤による、負傷、疾病、障害又は死亡である。労働者災害補償保険は、業務災害又は通勤災害等に関する保険給付を行い、あわせて、被災した労働者の A の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の B の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 2 派遣労働者に係る業務災害の認定に当たっては、派遣労働者が C との間の労働契約に基づき C の支配下にある場合及び派遣元事業と派遣先事業との間の労働者派遣契約に基づき D の支配下にある場合には、一般に E があるものとして取り扱われる。

選択肢

- | | | |
|------------------|------------------|----------|
| ① 安全及び衛生 | ② 救 済 | ③ 業務起因性 |
| ④ 業務遂行性 | ⑤ 社会復帰 | ⑥ 収 入 |
| ⑦ 受託者 | ⑧ 条件関係 | ⑨ 職場復帰 |
| ⑩ 生 活 | ⑪ 相当因果関係 | ⑫ 注文主 |
| ⑬ 治 療 | ⑭ 派遣先事業主 | ⑮ 派遣先責任者 |
| ⑯ 派遣元事業主 | ⑰ 派遣元事業主及び派遣先事業主 | |
| ⑱ 派遣元事業主又は派遣先事業主 | ⑲ 派遣元責任者 | |
| ⑳ 労働条件 | | |

〔H22〕

〔択一式〕

〔問 1〕 次の記述のうち、正しいものはどれか。

なお、以下において、「労災保険法」とは「労働者災害補償保険法」のことであり、「労災保険」とは「労働者災害補償保険」のことである。

- A 試みの使用期間中で雇入れ後14日未満の者には、労災保険法は適用されない。
- B 派遣労働者は、派遣元事業主に雇用される労働者であるが、派遣先の指揮命令を受けて従事した労働によって生じた業務災害については、派遣先を労災保険の適用事業として保険給付が行われる。
- C 労災保険の保険給付は、いずれも、その事由が生じた場合に、当該保険給付を受けることができる者からの請求に基づいて行われる。
- D 中小事業主及び一人親方等の特別加入者は、適用事業に使用される労働者とみなされ、労災保険のすべての保険給付が行われる。
- E 事業主が労災保険に係る保険関係の成立の届出をせず、保険料を納付していない場合であっても、その事業に使用される労働者が労災保険法第7条第1項に定める保険給付の受給を制限されることはない。この場合において、政府は、所定の価額の限度で、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を当該事業主から徴収することができることとされている。

〔H20-1〕

雇用保険法

〔選択式〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について A が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の B を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。
- 2 63歳で定年に達したことにより離職した受給資格者の場合、その離職に係る基本手当は、原則として、当該離職の日の翌日から起算して C の期間内における D について、所定給付日数に相当する日数分を限度として支給される。当該受給資格者が上記期間内に疾病により引き続き30日以上職業に就くことができず、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、 C に当該理由により職業に就くことができない日数が加算されるが、その加算された合計の期間が E を超えるときは、 E が上限となる。

なお、本問の受給資格者は雇用保険法第22条第2項に規定する「厚生労働省令で定める理由により就職が困難なもの」に当たらず、また、上記疾病については傷病手当の支給を受ける場合を除くものとする。

選択肢

- | | | | |
|----------------|----------|---------------|---------|
| ① 1年 | ② 1年と30日 | ③ 1年と60日 | ④ 1年6か月 |
| ⑤ 2年 | ⑥ 3年 | ⑦ 4年 | ⑧ 5年 |
| ⑨ 各 日 | | ⑩ 求職活動を行った日 | |
| ⑪ 幸福追求権の保障 | | ⑫ 雇用の継続 | |
| ⑬ 再就職 | | ⑭ 失業している日 | |
| ⑮ 職業生活と家庭生活の両立 | | ⑯ 所定労働日に相応する日 | |
| ⑰ 人的資源の活用 | | ⑱ 生活及び雇用の安定 | |
| ⑲ 人たるに値する生活の実現 | | ⑳ 労働条件の維持 | |

[H22]

〔択一式〕

〔問 1〕 雇用保険の適用事業及び被保険者に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 1週間の所定労働時間が20時間未満であっても、雇用保険法を適用することとした場合において日雇労働被保険者に該当することとなる者については、同法の適用対象となる。
- B 常時7人の労働者を雇用する農林の事業は、法人である事業主の事業を除き、暫定任意適用事業となる。
- C 船員法第1条に規定する船員を雇用する水産の事業は、常時雇用される労働者の数が15名未満であれば、暫定任意適用事業となる。
- D 短期大学の学生は、定時制ではなく昼間に開講される通常の課程に在学する者であっても、適用事業に雇用される場合はすべて被保険者となる。
- E 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業は、いかなる場合も適用事業とならない。

〔H22-1〕

労働基準法及び安全衛生法【解答】

〔選択式〕〔1〕（労働者派遣法44条 平成21. 3. 31基発0331010号、安衛法1条、労基法42条 昭和47. 9. 18発基91号）

- A (16) 労働契約
- B (12) 派遣元事業主
- C (11) 派遣先事業主
- D (18) 労働条件
- E (2) 一体としての

〔2〕（労基法41条1号、平成11. 3. 31基発168号、最二小昭和48. 3. 2白石宮林署事件、最一小昭和62. 4. 2あけぼのタクシー事件、安衛法65条の4、安衛則43条）

- A (7) 深夜業
- B (2) 解除条件
- C (18) 平均賃金の6割
- D (6) 常時使用する
- E (9) 潜水業務

〔択一式〕

〔問 1〕 正解 B 労働基準法11条、昭和63. 3. 14基発150号。労働者が法令により負担すべき社会保険料を使用者が労働者に代わって負担する場合は、労働者が法律上当然に生ずる義務を免れるのであるから、この使用者が労働者に代わって負担する部分は賃金とみなされる。

- A 労働基準法11条。設問の通り正しい。
- C 労働基準法11条、昭和23. 8. 18基収2520号。設問の通り正しい。
- D 労働基準法11条、法24条2項、法26条、昭和25. 4. 6基収207号、昭和63. 3. 14基発150号。設問の通り正しい。
- E 労働基準法11条、昭和22. 9. 13発基17号。設問の通り正しい。

〔問 2〕 正解 E 労働安全衛生法12条1項、同法施行令4条、労働安全衛生規則11条1項。設問の通り正しい。

- A 労働安全衛生法10条1項、同法施行令2条2号。総括安全衛生管理者に関しては、作業場等の巡視義務は規定されていない。なお、設問前段は正しい。
- B 労働安全衛生法11条1項、同法施行令3条、労働安全衛生規則6条1項。安全管理者に関しては、作業場等の巡視の頻度は規定されていない。なお、設問前段は正しい。
- C 労働安全衛生法13条1項、同法施行令5条、労働安全衛生規則15条1項。産業医の作業場等の巡視頻度は、少なくとも「毎月」1回である。なお、設問前段は正しい。
- D 労働安全衛生法12条の2、労働安全衛生規則12条の2。安全衛生推進者に関しては、作業場等の巡視義務は規定されていない。なお、設問前段は正しい。

労働者災害補償保険法【解答】

〔選択式〕〔1〕（労災保険法1条、昭和61.6.30基発383号）

- A（5）社会復帰
- B（1）安全及び衛生
- C（16）派遣元事業主
- D（14）派遣先事業主
- E（4）業務遂行性

〔択一式〕

〔問 1〕 正解 E 労災保険法31条1項1号、2号。設問の通り正しい。

- A 労災保険法3条1項。設問の試みの使用期間中の者であっても、適用事業に使用される限り労災保険法は適用される。
- B 労災保険法3条1項。昭和61.6.30基発383号。派遣労働者については「派遣元」を労災保険の適用事業として保険給付が行われる。
- C 労災保険法12条の8,3項、法23条、労災保険法施行規則18条の2,1項、則18条の13,2項。傷病補償年金及び傷病年金については保険給付を受けることができる者からの請求ではなく「所轄労働基準監督署長の職権」により支給決定される。
- D 労災保険法35条1項カッコ書、労災保険法施行規則46条の22の2、平成13.3.30基発233号。二次健康診断等給付は特別加入者には支給されず、また、一人親方等の特別加入者のうち、住居と就業の場所との間の往復の状況等を考慮して厚生労働省令で定める者（個人タクシー業者等）については通勤災害に係る保険給付が行われない。

雇用保険法【解答】

〔選択式〕 （雇用保険法1条、雇用保険法20条1項1号、則30条1号）

- A (12) 雇用の継続
- B (18) 生活及び雇用の安定
- C (1) 1年
- D (14) 失業している日
- E (7) 4年

〔択一式〕

〔問 1〕 正解 A 雇用保険法6条2号。設問の通り正しい。

- B 雇用保険法附則2条1項1号、同法施行令附則2条。設問の事業は、常時雇用する労働者が5人以上であるので、強制適用事業となる。
- C 雇用保険法2条1項2号。船員法第1条に規定する船員を雇用する水産の事業は、強制適用事業となるので誤り。
- D 雇用保険法6条5項、同法施行規則3条の2、行政手引20366（改正後の行政手引20303）。設問のようないわゆる昼間学生は、一定の者を除いて被保険者とならない。
- E 雇用保険法5条1項。設問の事業であっても、労働者が雇用されている事業であれば、適用事業となるので誤り。

2012年合格目標 ポイント整理・弱点克服で、確実に合格する!

弱点克服オプション講座

厳選した過去問で
効率良く基本事項を総復習

過去問でステップアップゼミ 全8回

横のつながりで
科目間の論点整理

横断セミナー 全2回

果てしなく広い範囲は
これで絞り込め!

一般常識セミナー 全2回

選択式の“1点”で
泣かないために!

選択式セミナー 全1回

※教室講座は定員になり次第締切となります。ご希望の方はお早めのお手続きをお勧めいたします。

計算問題を
得意分野に!

計算演習セミナー 全1回

(DVD通信講座限定)

TAC本科生は特別価格に!
「本科生割引」

本科生割引の対象は、2012年合格目標のTAC本科生(入門総合本科生・総合本科生・総合本科生Plus・上級本科生・速修本科生)となります。

※お申込みの際は会員証をご提示ください。
※本科生割引申込みは、他の割引制度・株主優待券との併用はできません。

※通常の受講料にてお申込み後、本科生である旨を申し出られましても、差額の返金に応じることはできませんのでご注意ください。

※e受付では、本科生割引によるお申込みはできません。

既に受講
してしまった講義も
何度でも
復習できます!

大好評

Web+DLツインフォローが弱点克服オプション講座でも使えます

ダウンロード

Web+DLツインフォロー

[有料]

通学生にプラスの学習効果!

Webやダウンロード通信講座と同様に、ネットを活用した講義を受講することができます。これにより、学習環境が格段に広がります。【ブロードバンド環境必須】

- ☛ もう一度同じ講義が聴けるので復習に効果的です。
- ☛ 教室講座が別の先生なら2人の講師の講義が受講できます。
- ☛ 講義を欠席してしまった際のフォローに最適です。
- ☛ 図書館やカフェなどお気に入りの場所で受講できます。*

- ☛ 電車の車内など通勤通学の時間を使った受講が可能です。*
- ☛ 倍速機能を使って時短学習が可能です。*

※再生機器の環境および受講メディアにより異なります。

Webフォロー

パソコンで
動画が
見れる!

DLフォロー

外出先でも
音声学習!弱点克服
オプション講座

Web+DLツインフォロー

通常受講料(5%税込)

- 過去問でステップ・アップゼミ
- 横断セミナー
- 一般常識セミナー
- 選択式セミナー

¥3,000

¥1,000

※Webフォロー・DLフォローの講義は、教室の講義を収録したものと異なります。また担当講師は、Web通信講座・ダウンロード通信講座の担当講師と同一です。

※お申込み前に、TACホームページ内の「WEB SCHOOL」にて必ず動作環境および、ご利用になるPCでの無料デモ体験版講義の動作をご確認ください。

「Web+DLツインフォロー」は、各種オプション講座を既にお申込みの方も、後から追加でお申込みできます!

詳細はTAC各校受付に設置のパンフレットをご覧ください。



TAC 社会保険労務士講座

インプットを終えた今、弱点への悩みは人それぞれ。TACでは直前期に必要な不可欠な重要ポイントの総整理や弱点克服に活用できるオプション講座を開講。毎年、大好評のTAC「弱点克服オプション講座」を上手に活用して、次に合格するのはあなたです!

弱点克服 オプション講座

基礎知識を吸収した後は…
自分の弱点に目をつぶらない!

入会金
¥10,000
不要!

TAC



過去問を何回か
まわしたけれど、
解答の見つけ出し方が
わからない…
オススメします!

厳選した過去問で、効率良く基本事項を総復習

3/28(水)より各地区で順次開講!

過去問でステップ・アップゼミ 全8回

本試験の傾向に沿った基本事項が実践の中で身に付く!

最近の本試験の問題は、基本事項をベースに様々な切り口で出題されます。これに対処するために、まず①基本事項をしっかり習得(理解を前提に記憶)しておくこと、そして②実践レベルでそれを使いこなせること、この2点を念頭に、本ゼミで各法律の制度趣旨、体系、基本事項の理解を確かなものにしていきます。

■通学講座: 教室 ■ビデオ (DVD)
受講料 ¥24,000 (本科生割引 ¥15,000)

■通信講座: Web DVD ダウンロード カセット
受講料 ¥28,000 (本科生割引 ¥18,000)

■通信講座: Web+DL
受講料 ¥31,000 (本科生割引 ¥21,000)

■Web+DL ツインフォロー ■受講料 ¥3,000



インプットがひと通り
終わったけれど、
科目の関連がゴチャゴチャで
整理できない…
オススメします!

横のつながりで科目間の論点整理

4/30(月・祝)より各地区で順次開講!

横断セミナー 全2回

各科目に共通する項目を明確にまとめ、効率的に理解したい方に

社労士試験が難しいと言われる一つの要因として、同じ言葉でくられる論点でも、各法律によって内容が異なることにあります。そこで本講義では、各法律を横断してその相違を明確にしていきます。

■通学講座: 教室 ■ビデオ (DVD)
受講料 ¥6,000 (本科生割引 ¥5,000)

■通信講座: Web DVD ダウンロード カセット
受講料 ¥8,000 (本科生割引 ¥7,000)

■通信講座: Web+DL
受講料 ¥9,000 (本科生割引 ¥8,000)

■Web+DL ツインフォロー ■受講料 ¥1,000

※総合本科生Plusには本講義が含まれております。



学習範囲の広い一般常識、
どこから手をつけていいのかわからない…
不安です…
オススメします!

果てしなく広い範囲はこれで絞り込め!

7/8(日)より各地区で順次開講!

一般常識セミナー 全2回

白書・労働統計を中心に、一般常識を短時間で効率よく学習し、実力をつけたい方へ

「一般常識」という科目はその範囲が膨大であるため、苦手に感じている受験生が多い科目の一つです。

本講義は試験対策という観点から、白書に記載される最新の統計資料の内容はもちろん、出題頻度の高い箇所をズバリ指摘していきます。

■通学講座: 教室 ■ビデオ (DVD)
受講料 ¥7,000 (本科生割引 ¥6,000)

■通信講座: Web DVD ダウンロード カセット
受講料 ¥9,000 (本科生割引 ¥8,000)

■通信講座: Web+DL
受講料 ¥10,000 (本科生割引 ¥9,000)

■Web+DL ツインフォロー ■受講料 ¥1,000

※総合本科生Plusには本講義が含まれております。



選択式で思うように
点が取れなくて、
苦手意識をなくしたい…
オススメします!

選択式の“1点”で泣かないために!

4/28(土)より各地区で順次開講!

選択式セミナー 全1回

考えて読み解くアプローチの方法を身につける!

選択式対策として、暗記だけにたよらず、問題を論理的に読み解く力を身につけることで、本試験で見たことがない問題が出題されても臨機応変に対応できる読解力を養います。

(前半)過去問をベースにした講義
(講義形式) (後半)新作オリジナル問題
過去問演習+解説講義

■通学講座: 教室 ■ビデオ (DVD)
受講料 ¥4,000 (本科生割引 ¥3,000)

■通信講座: Web DVD ダウンロード カセット
受講料 ¥5,000 (本科生割引 ¥4,000)

■通信講座: Web+DL
受講料 ¥6,000 (本科生割引 ¥5,000)

■Web+DL ツインフォロー ■受講料 ¥1,000

新規申込者も セットならおトクに! 「弱点克服セット割引」

「過去問でステップ・アップゼミ」「横断セミナー」「一般常識セミナー」「選択式セミナー」の4講座を同時にお申込みの方に限り

合計金額より¥5,000OFF!

※通学講座と通信講座を組み合わせてお申込みいただいた方も割引対象となります。

※弱点克服セット割引は、通常受講料でのお申し込みのみ適用されます。本科生割引等、他の割引制度との併用はできません。

TAC本科生は 特別価格に! 「本科生割引」

本科生割引の対象は、2012年合格目標のTAC本科生(入門総合本科生・総合本科生・総合本科生Plus・上級本科生・速修本科生)となります。

※お申込みの際は会員証をご提示ください。

※本科生割引申込みは、他の割引制度・株主優待券との併用はできません。

※通常の受講料にてお申込み後、本科生である旨を申し出られましても、差額の返金に応じることはできませんのでご注意ください。

※e受付では、本科生割引によるお申込みはできません。

「合格者の声」



清水 淳央さん

直前期に向けてはすみがついた!

「過去問でステップ・アップゼミ」で、早い時期に全科目の過去問に触れることができたので、非常にアドバンテージになりました。「横断セミナー」は図表満載のテキストで、記憶のまとめに最適でした。一般常識は苦手意識を持つ受験生が多いですが、「一般常識セミナー」で数字をしっかり把握でき、白書についても苦手意識を払拭できました。

「合格者の声」



西口 奈緒子さん

論理的な思考の大切さを学びました

「選択式セミナー」は、これまで行ってきた法律知識のINPUTではなく、「問題の解き方」というより実践的な講義内容でした。本試験では、知識だけでなく問題の趣旨を理解して解答に導くという国語的な面もあるので、このセミナーで学んだ内容はとても有意義だったと思います。

総合本科生Plusの
人気講義を
オプション化!

5/11(金)よりDVD通信講座限定で発売開始!

計算演習セミナー

計算問題に慣れ、「速く、正確に」解く力を身につけたい方に

社会保険労務士試験では計算問題が出題されることがあります。電卓を必要とするような複雑なものではありませんが、対応を疎かにしておくと計算問題を解くことに多くの時間を費やしてしまい、他の問題の解答に影響を及ぼすことがあります。このセミナーを活用することで計算問題に慣れ、「速く、正確に」解く力を身につけていきましょう。 ※本試験では電卓は使用不可とされています。

■通信講座: DVD

受講料 ¥4,000

※DVD通信のご視聴にはDVD-R対応のプレーヤーが必要となります。

パソコン・ゲーム機等での再生は動作保障対象外となります。

※解答解説講義になります。問題を事前に解いた上でご視聴ください。

※総合本科生Plusには本講義が含まれております。



Web+DLツインフォローが弱点克服オプション講座でも使えます!

大好評

Web+DLツインフォロー

[有料]

通学生にプラスの
学習効果!

Webやダウンロード通信講座と同様に、ネットを活用した講義を受講することができます。これにより、学習環境が格段に広がります。[ブロードバンド環境必須]

※もう一般同じ講義が聴けるので復習に効果的です。
※教室講座が別の先生なら2人の講師の講義が受講できます。

※講義を欠席してしまった際のフォローに最適です。

※電車の車内など通勤通学の時間を使った受講が可能です。 ※

※伝送機能を使って時短学習が可能です。 ※

※再生機器の環境および受講メディアにより異なります。

Webフォロー

パソコンで
動画が
見れる!

DLフォロー

外出先でも
音声学習!

対象
メディア

対象
メディア

弱点克服
オプション講座

Web+DLツインフォロー 通常受講料(5%税込)

●過去問でステップ・アップゼミ

¥3,000

●横断セミナー

●一般常識セミナー

¥1,000

●選択式セミナー

※Webフォロー・DLフォローの講義は、教室の講義を収録したものとします。また担当講師は、Web通信講座・ダウンロード通信講座の担当講師と同一です。

※お申込み前に、TACホームページ内の「WEB SCHOOL」にて必ず動作環境および、ご利用になるPCでの無料デモ体験版講義の動作をご確認ください。

uketsuke
e 受付

今すぐネットで「弱点克服オプション講座」のお申込みができます!

<http://ec.tac-school.co.jp/>

※申込み可能な商品は限られますので左記サイトにてご確認ください。

「弱点克服オプション講座」等の直前対策のご案内・資料のご請求は

0120-509-117

【受付時間】
9:30~19:00(月曜~金曜)
9:30~18:00(土曜・日曜・祝日)

※携帯・PHS・OK 携帯・自動車電話、PHS、衛星電話からもご利用になれます。

TACのホームページ

<http://www.tac-school.co.jp/>

TAC各校受付窓口

随時受講のご相談を承っております。

本案内書は
TAC各校受付
でも入手できます。

